

2026年3月1日  
京都中央農業協同組合

## 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

京都中央農業協同組合（以下、「当組合」という）は、下記の理念を掲げております。

当組合は「健全経営」と「組合員主体の運営」を経営理念に掲げ、持続可能な地域農業の実現と豊かに暮らせる地域社会の実現に貢献し、地域に寄り添う身近な存在として、農業や暮らしに関する事業を通して食と農を守り、人と人の絆を育み、豊かで魅力ある地域社会づくりの一翼を担う信頼され必要とされるJAを目指します。

この理念のもと、私たちは、組合員・利用者の多様な声に耳を傾け、対話を通じて理解を深め、最適な支援や情報を提供する信頼のパートナーとしての役割を果たすため、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直してまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA 共済連）が、共同で事業運営をしております。JA 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA 共済連ホームページをご参照ください。【原則6(注6,7)】

### 1 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

#### (1) 金融商品

貯金・ローン等をはじめとする組合員・利用者の暮らしに便利な商品・サービスを、ライフスタイルの変化等に合わせて提供します。また、将来に向けた資産形成ニーズの高まりにお応えするため、個人向け国債や投資信託等の多彩な運用商品を取り揃え、組合員・利用者の豊かな生活設計をサポートします。

特に、運用商品につきましては、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準、運用実績、組合員・利用者の皆さまにとっての選びやすさ等も考慮したうえで、一定の商品数に絞った「JA バンクセレクトファンド」をご用意しています。当該商品を組成する投資運用会社においては、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認したうえで選定しています。

また、製販全体で組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、JA バンク全

体として金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。なお、当組合は、投資性金融商品の組成に携わっておりません。

【原則 2 本文および(注)、原則 3(注)、原則 6 本文および(注 2、3、6、7)、補充原則 1～5 本文および(注)】

## (2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則 2 本文および(注)、原則 3(注)、原則 6 本文および(注 2、3)、補充原則 1～5 本文および(注)】

## 2 組合員・利用者本位のご提案と情報提供、アフターフォロー

当組合は、以下の組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添った活動に取り組めます。

### (1) 信用の事業活動

①組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産・ニーズや目的に応じて、貯金・ローン・投資信託等の最良・最適な商品をご提案します。特に投資信託については、お客様の属性・適合性を判断し、ライフステージに合わせた無理のない資産形成をサポートします。

②商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、商品間の比較が容易となるよう、パンフレット、タブレット等を活用し分かりやすい情報提供を実施します。特に、投資性商品については、「JAバンクセレクトファンド」や「資産運用ガイドンス」等の資料を用いて必要な情報を十分に提供するとともに、組合員・利用者が負担する手数料・費用およびリスク等については、より丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。また、ご高齢の組合員・利用者の方には、ご家族の同席を推奨するなど、より慎重かつ丁寧な対話で理解度に合わせた提案を徹底します。

③商品ご契約後においても市場状況等を踏まえた継続的なアフターフォローを実施し、資産内容の見直しなど組合員・利用者の皆さまの意向に沿った対応を行います。また、各商品の基準価額や購入後の保有資産残高等を適宜確認していただける JA バンクホームページや JA バンクアプリをご用意しております。

【原則 2 本文および(注)、原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1～5)】

## (2) 共済の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、JA 共済キャラクター「ひとのわぐま」のように、人の輪を大切に、お客様に寄り添い、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。
- ② 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。
- ③ 特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご親族の方に同席いただくことを基本とし、同席が困難な場合にはご親族の方への電話等により契約内容のご説明をさせていただくなど、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、きめ細やかな対応を行います。
- ④ なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はありません。
- ⑤ 当組合は、各種手続きの実施にあたっては、Web マイページを活用した非対面で対応できる手続きの拡充を図ります。また、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点やご契約いただいた共済商品で「安心」と「満足」を提供できるよう、定期的な 3Q 活動（近況確認や契約内容説明の訪問活動等）を通じて、より安心いただけるアフターフォローを実施します。

【原則 2 本文および(注)、原則 4、原則 5 本文および(注 1~5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

## 3 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務の質の向上と改善に取り組みます。

また、受け付けた相談・苦情の対応については、定期的に経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有を行い、再発防止策・未然防止策の策定に活用します。

【原則 2 本文および(注)】

## 4 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および(注)】

## 5 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供し、堅確な事務を行うため、資格取得の支援等に取り組んでおります。

### <内部研修・資格制度>

- ・証券外務員資格再研修（対象：全職員）
- ・ライフアドバイザー認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・公的保障研修（対象：共済担当職員）
- ・共済契約税務研修（対象：共済担当職員等）
- ・農協資格認証研修（対象：全職員）
- ・営農相談員（対象：全職員）

### <取得を推奨する外部資格>

- ・証券外務員 1 種（対象：信用担当職員）
- ・証券外務員 2 種（対象：全職員）
- ・FP2 級技能士（対象：信用または共済担当職員）
- ・日商簿記 2 級（対象：全職員）

また、組合員・利用者本位の業務運営を徹底し、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、各種研修等の機会提供等を通じ継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

【原則 2 本文および(注)、原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。

制定 2025 年 2 月 3 日

改正 2026 年 3 月 1 日